

1 **通則 4 の条を次のように改める.**

2 **4** 生薬及びこれらを有効成分として含む散剤、エキス剤、チンキ剤、シロップ剤、酒精剤、流エキス剤、坐剤など  
3 の製剤(ただし、配合剤にあつては、これらを主たる有効成分として含む製剤)を「生薬等」としてまとめ、医薬品各  
4 条の末尾に配置する.

5

6